

重 要 事 項 説 明 書（訪問看護 介護予防訪問看護）

1 事業所の概要

|          |                       |
|----------|-----------------------|
| 事業所名     | けいすい訪問看護ステーション逗子      |
| 所在地      | 神奈川県逗子市逗子4-1-21 1F    |
| 事業者指定番号  | 神奈川県知事指定 1462590040 号 |
| 管理者及び連絡先 | 吉久 美帆 電話:046-870-6311 |
| サービス提供地域 | 逗子市・葉山町・鎌倉市           |

2 事業所の職員体制

| 職 種                     | 従事するサービス内容等                                                    | 人 員                  |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------|
| 管理者                     | 管理者は、業務の管理を一元的に行います。                                           | 1 名                  |
| 看護師                     | 利用者に対し、可能な限り在宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援します。 | 正看護師 6 名<br>准看護師 0 名 |
| 理学療法士<br>作業療法士<br>言語聴覚士 | リハビリを通じ、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。            | 5名                   |

3 営業日及び営業時間

| 業 務 日                                           | 業務時間             |
|-------------------------------------------------|------------------|
| 月曜日から金曜日まで<br>ただし、土曜、日曜、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。 | 午前8時30分から午後5時30分 |

4 サービス提供日及びサービス提供時間

| サービス日                                           | サービス提供時間         |
|-------------------------------------------------|------------------|
| 月曜日から金曜日まで<br>ただし、土曜、日曜、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。 | 午前8時30分から午後5時30分 |

5 サービス内容

主治医の指示に基づいて

- (1)病状・障害・全身状態の観察・管理
- (2)清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- (3)褥瘡の処置やカテーテル管理などの診療の補助
- (4)食事及び排泄などの日常生活の工夫、援助
- (5)ターミナルケア・認知症利用者の看護
- (6)リハビリテーション
- (7)療養生活や介護方法の指導・助言
- (8)精神面での指導
- (9)介護用品などの情報提供や福祉サービスの紹介
- (10)その他医師の指示による医療処置

6 サービス利用料及び利用者負担

- (1) サービス利用料  
別添
- (2) 利用者の負担
  - ・ 介護保険負担割合証の負担割合に応じた金額となります。
  - ・ この金額は介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- (3) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪看護の交通費  
通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費は、次の額を徴収します。
  - ・ 通常の実施地域を越えてから、片道おおむね3キロメートル未満 300円
  - ・ 通常の実施地域を越えてから片道おおむね3キロメートル以上の場合 1キロメートルにつき100円を加算
- (4) 支払い方法  
ご指定の金融機関から自動口座引落にてお支払いいただきます。

7 キャンセル

- (1) サービスをキャンセルする場合は、前日(直近の営業日)の営業時間内(8:30～17:30)に次の連絡先までご連絡ください。  
連 絡 先 (電話) 046-870-6311
- (2) サービス当日にキャンセルの連絡を受けた場合は、キャンセル料として1,000円(消費税込)をお支払いいただきます。なお、当日であっても利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合、キャンセル料を請求しない場合もありますので、キャンセル事由を速やかに次の連絡先までご連絡ください。  
連 絡 先 (電話) 046-870-6311

8 急変時の連絡先

利用者の状態が急に変化した場合、当事業所または主治医にご相談いただくか、緊急の場合であれば救急車にて対応してください。  
連 絡 先 (電話) 046-870-6311

9 秘密保持

事業所及び職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密及び個人情報を持するとともに、退職後においても、これらの秘密を保持する旨を雇用契約の内容とします。

10 相談窓口・苦情対応

○ 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

|           |       |              |
|-----------|-------|--------------|
| お客様相談コーナー | 電話番号  | 046-870-6311 |
|           | fax番号 | 046-876-9411 |
|           | 責任者   | 吉久 美帆        |

○ 契約されている介護支援専門員にも苦情申出等ができます。

○ その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申出等ができます。

|                                     |      |                |
|-------------------------------------|------|----------------|
| 逗子市役所<br>高齢介護課                      | 所在地  | 逗子市逗子5-2-16    |
|                                     | 電話番号 | 046-873-1111   |
|                                     | 利用時間 | 8:30～17:00     |
| 葉山町役場<br>福祉課                        | 所在地  | 三浦郡葉山町堀内2135番地 |
|                                     | 電話番号 | 046-876-1111   |
|                                     | 利用時間 | 8:30～17:15     |
| 鎌倉市役所<br>介護保険課                      | 所在地  | 鎌倉市御成町18番地10号  |
|                                     | 電話番号 | 0467-61-3950   |
|                                     | 利用時間 | 8:30～17:15     |
| 神奈川県国民健康保険<br>団体連合会(国保連)<br>介護苦情相談課 | 所在地  | 横浜市西区楠町27番地1   |
|                                     | 電話番号 | 045-329-3447   |
|                                     | 利用時間 | 8:30～17:15     |

11 事故の発生時の対応

- (1)利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じ、これについて記録します。
- (2)利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行いません。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合には、この限りではありません。

12 研修について

事業者は、訪問看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- 1.採用時研修採用後3か月以内
- 2.継続研修

13 衛生管理等

- 1.訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、定期健診など必要な管理を行います。
- 2.事業所の設備及び備品等について衛生的管理に努めます。
- 3.事業所において感染症が発生、又は蔓延しないよう必要な措置を講じます。

14 虐待の防止のための措置について

事業所は、利用者等の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

15 身体拘束

事業所は、身体拘束の原則禁止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 1.利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- 2.身体拘束を行う場合は、その様態、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

16 ハラスメントの防止・対応

- 1.事業所は適切な訪問看護サービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等に措置を講じます。
- 2.職員が利用者、その家族等からハラスメントを受ける等適切な訪問看護サービスを提供できないと認められる場合はサービスの提供を制限する場合があります。

17 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

18 災害時等について

大規模災害や新型コロナウイルス感染症などの災害により事業所が対応できなくなった場合、神奈川県看護協会に加入している逗葉地区のステーション(逗葉地域医療センター訪問看護ステーション、訪問看護ステーションあじさい、なのはな訪問看護リハビリステーション、山本メディカルセンター訪問看護ステーション、訪問看護ステーションレイシス、そらまちホームケア)が代わりに訪問する場合があります。

他のステーションが訪問する場合は、そのステーションと再度契約を交わすこととなります。利用料、加算等については、ステーション毎に料金が異なります。個人情報についても共有させていただきます。

平常に戻った場合は当事業所が訪問いたします。

19 運営法人の概要

|             |                                                                                                                   |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称・法人種別     | 医療法人 社団 景翠会                                                                                                       |
| 代表者名        | 笠貫 宏                                                                                                              |
| 法人本部所在地・連絡先 | 横浜市金沢区泥亀2-8-3<br>045-785-8668                                                                                     |
| 実施事業の概要     | 一般病院・老人保健施設・訪問看護ステーション・企業健診・訪問介護事業<br>居宅介護支援事業・小規模多機能・通所介護事業・サービス付き高齢者向け住宅<br>特定施設入所者生活介護・認知症対応型共同生活介護・住宅型有料老人ホーム |

